

「市政への提案」回答 令和6年12月分

1.市政に関すること
0件

2.健康・医療・福祉・子育てに関すること

No.	回答日	タイトル	内容	回答	回答課・係
1	5日	稲城市带状疱疹予防接種費用について	2月に1回目の接種を受けたが、その際に2回目は市からの助成金があるかどうか分からないが、4月以降に受けてほしいと言われました。市の助成金について毎月広報を確認していたが、掲載がありませんでした。10月になり掲載がなく、問い合わせしたところ、「4月から助成を開始しており、4月15日号の広報に掲載していたとのこと、また1回目の接種から6ヶ月以内が対象となるため対象とならない」と言われました。広報が不十分であり、6ヶ月以内でない対象にならない旨の周知がされていないので、きちんとした広報と適切な対応をお願いしたいです。	はじめに、带状疱疹予防接種費用助成につきましては、令和5年10月2日より単年度事業として事業を開始しております。このことから、次年度の実施については、市議会で予算が可決された場合に実施が可能となるため、1回目接種日時点(2月)で2回目接種が可能となる4月以降の事業実施について、明確にお示しできる状況にございませんでした。なお、4月以降2回目接種が可能となる方につきましては、4月以降市HP等で確認いただくよう医療機関より案内していただいております。こういった経緯から、4月1日以降市HP、市広報(4月15日号)、医療機関でのポスター掲示等により広く周知を実施してまいりました。今後につきましても、確実に接種を希望する市民への周知に努めてまいります。次に、不活化ワクチン(シングリックス)における1回目接種から2回目接種までの接種間隔につきましては、1回目の接種から2か月あけて(遅くとも6か月後まで)2回目接種が必要としております。(带状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる方は1回目の接種から2回目の接種までの間隔を1か月まで短縮することができる。)こちらにつきましては、製薬メーカーのワクチン添付文書に、「標準として1回目接種の接種から2カ月の間隔をおいて2回目の接種を行うこと。1回目の接種から2カ月を超えた場合であっても、6カ月後までに接種を行うこと。」と記載されており、市民の皆様にはワクチンを安全に接種いただくために、ワクチン添付文書に準じて、接種間隔を定めております。このため、「稲城市带状疱疹予防接種費用助成のお知らせ」に注意事項として、「1回目接種から2か月あけて(遅くとも6か月後までに)2回目の接種が必要です。」と記載し、接種を受ける方全員に配布を行っております。また、予診票の質問事項にもあるとおり、本内容を理解のうえ、接種に際して、注意事項等を遵守いただいた場合に助成を実施させていただいております。この点について周知が足りないのご指摘につきましては、今後、より明確に分かりやすく明示するよう工夫してまいります。なお、市民の皆様には安全に予防接種をお受けになっていただくために、本注意事項を定めております。	健康課健康推進係

3.まちづくり・住環境に関すること

No.	回答日	タイトル	内容	回答	回答課・係
1	5日	市道の舗装他について	<p>①市道の舗装について 新大丸交差点から向陽台に繋がる城山通りの道路舗装がかなり破損したまま修理されていないが、何か理由があるのでしょうか。大きな穴などがあり危険です。早急に全面的な再舗装をしてほしいです。</p> <p>②市立病院前の交差点の信号について 病院側から川崎街道に出る際にT字路正面側に信号機が無く非常に困惑します。信号機の設置はできないのでしょうか。</p>	<p>ご提案いただきました城山通りにつきましては、城山公園交差点から新大丸交差点までの間において、令和5年度より、城山交差点側から新大丸交差点に向け、片側車線ずつ順番に、車道舗装の打ち換え工事を実施しております。本年度も引き続き、昨年度に完了した箇所から新大丸交差点側に向けて工事を実施し、当該車線(下り)が完了しましたら、反対車線側(上り)に移行する予定です。</p> <p>なお、工事が完了するまでの間につきましては、日常点検を行い、必要に応じた部分的な補修を行ってまいります。</p> <p>次に、信号機などの交通規制につきましては、交通管理者である警視庁が設置の判断しております。稲城市立病院前における、市立病院側から川崎街道への車両用信号機の設置について、警視庁に確認したところ、「ご要望場所は路外施設の出入口であり、交差点ではありません。路外施設出入りの為の信号機の設置はいたしません。」とのことでした。ご要望場所には、川崎街道を横断する歩行者用信号機が設置されておりますので、歩行者用信号機が青信号の時など、川崎街道の車両が途切れた際に、左右の安全を確認した上で、通行していただければと存じます。</p> <p>市といたしましては、川崎街道の道路管理者である東京都に、車両の視認性を確保するため、街路樹の適正な管理を依頼するなど、引き続き、当該場所の交通安全対策に努めて参ります。</p>	管理課維持補修係・交通対策係、土木課水道土工事係
2	6日	路線バスについて	<p>路線バスの少なくなり、通勤通学時間が30分以上増えています。人手不足であるならば、ぜひ宇都宮ライトレールのような交通手段の検討をしてほしいです。</p>	<p>現在のバス事業者を取りまく現状は、全国的に運転者のなり手が減少していく中で働き方改革の一環として、令和6年4月1日に施行されました「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、いわゆる改善基準告示の改正による運転者の拘束時間の短縮や休憩時間の確保を遵守するためには、現在の運転者数や将来の運転者数の見込みを考慮しても市内の路線バス運行について現状維持ができなくなる恐れがあるとバス事業者から伺っております。</p> <p>市では、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議を行う、各自治会・各市民団体の代表者、バス事業者、警察などで構成される「稲城市地域公共交通会議」等で、現在のバス事業者を取りまく現状を踏まえた市内のバス運行について協議を行ってまいります。</p> <p>なお、宇都宮LRTは視察もしておりますが、大規模な工業団地へ通勤するマイカーでの慢性的渋滞を解消するために宇都宮駅～工業団地を結ぶ鉄道を敷設したものであり、事業規模とその採算面を考えると稲城市内での実施は出来ないものと考えます。</p>	管理課交通対策係

3	10日	バス停等について	<p>坂浜エリア付近の若葉台駅からのバス停を増やしてほしいです。</p> <p>また、小田良中央公園から小田良北公園に向かう曲がり角が非常に見えづらく、近くに保育園もあることからカーブミラーの設置をしてほしいです。</p>	<p>小田良トンネルを通り小田良川公園付近まで現在開通している市道平尾2039号線での路線バスの運行は、同市道内でバスが折り返すことが不可能なため、同市道が鶴川街道に接続するまでの間は、路線バスの運行は難しいと路線バス事業者から伺っております。そのため、ご不便をお掛けしますが、天神通りを運行している路線バスやバスのバス停のご利用をご検討ください。</p> <p>次に、ご要望のカーブミラーの設置につきましては、カーブミラーには鏡面に写らない死角があり、特に小さい子どもは死角には入りやすく、逆に交通事故の危険性が高まる可能性がございます。市としまして、特に通学路や児童施設周辺におけるカーブミラーの設置につきましては、慎重に判断しております。</p> <p>ご要望箇所については、現地を確認したところ、丁字路交差点に隅切りが設置されており、一定の視認性が確保されていることから、カーブミラーの設置予定はございませんが、既に注意喚起看板を設置して、交通安全の確保を図っております。</p>	管理課交通対策係
4	16日	来春からの南武線ワンマン運転について	<p>来春から南武線のワンマン運転の実施が発表されたが、朝の稲城長沼駅止まりの立川行のラッシュの混雑時など危険が多いと考えられる。緊急時や人身事故や急病人の発生時など危険が多いがどのように市として考えているか。</p>	<p>市では、東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR東日本」という。)からワンマン運転に伴う安全性向上のため、運転席に全てのドアの乗降確認が可能となるモニタを設置するほか、JR 東日本として初めて、異常時等で利用者と輸送指令室との通話や輸送指令室から直接車内放送を行う機能が導入されると伺っております。さらに、JR東日本では、係員に対しては必要な教育・訓練を実施し、利用者が安心して乗車できるワンマン運転を実施するとのことでした。</p> <p>市といたしましては、列車運行における安全性の向上について、これまでも要望しているところがございますが、今後も、ご指摘いただいた件などを踏まえ、駅利用者のご不安を解消するためにより一層の安全対策を図るよう、JR東日本に対して、引き続き要望してまいりたいと考えております。</p> <p>また、車いすの方が南武線の駅施設をご利用するにあたりご不便があるとのことにつきまして、市からJR東日本に対して申し入れをさせていただきます。なお、JR東日本からは、ご意見・ご要望に関する相談窓口(下記URLをご参照ください)をご用意していると伺っております。JR東日本に対して、直接ご意見を入れていただきますと幸いです。</p> <p>【JR東日本 ご意見・ご要望の受付】 URL:https://voice2.jreast.co.jp/</p>	まちづくり計画課都市計画係

5	19日	山桜公園について	山桜公園の藤棚の下のレンガが剥がれ落ちていて、今はオレンジの網が張り巡らされています。ずいぶん長い間放置されているような気がします。これからの先の予定を教えてください。	ご意見頂きました、やまざくら公園内にあるレンガの壁につきましては、ご指摘のとおり、レンガが剥離している状況であることから、オレンジネットにて立ち入り禁止をしているところでございます。このレンガ壁は、経年劣化などに起因して、今後もレンガが剥離する可能性があることから、現場確認を実施し、剥離する可能性のあるレンガを剥がし、改修工事を今年度中に実施させていただきます。 利用者の方々には、ご迷惑をおかけしますが、今後も安全・安心な公園の維持管理に努めてまいります。	緑と環境課緑と公園係
6	25日	夜明け前の街灯について	よみうりランドへ向かう「巨人の道」の街灯が夜明け前に消されています。消えていると真っ暗の中会談を昇降するのは危険です。冬の時期のみ街灯を消すのを6時10分頃にさせていただきませんか。	ご要望のありました「巨人への道」の照明につきましては、株式会社よみうりランド様が管理をしているものでしたので、市からご要望についてお伝えいたしましたところ、照明の消灯時間を午前6時から7時に変更したとのご回答をいただきましたのでご報告いたします。	管理課維持補修係

4. 教育(学校・生涯学習)に関すること

No.	回答日	タイトル	内容	回答	回答課・係
1	26日	二中サッカーの創設について	<p>現在二中にはサッカー部がありませんが、どうしたら実現できるでしょうか。市内にはサッカー部がある中学とない中学があり、義務教育からという平等に与えていただきたいです。また、単独で難しい場合は複数中学での合同チームでもよいと思っています。二中サッカー部が数年前に廃部になった理由と復活するための条件を教えてください。</p>	<p>教育委員会に確認いたしましたところ、教育委員会が策定した「稲城市立中学校部活動に係る方針」(以下、稲城市部活動方針)に部活動の開設について示されておりますので、その内容を踏まえて、ご回答いたします。</p> <p>○子どもたちの心身の成長を促す観点から、各学校に必要な部活動を設けることに対する市の基本認識</p> <p>→各中学校に必要な部活動を設けることに対する市の基本認識につきましては、教育委員会が策定した「稲城市部活動方針」における「学校は、各学校の教育目標、学校経営計画、学校規模、施設・設備、児童・生徒の実態や多様なニーズ、指導者の専門性、学校の伝統、地域の特色等を踏まえ、部活動を組織的・計画的に設置する。」を踏まえ、部活動を設置するものと認識しております。</p> <p>○市内にサッカー部がある中学とない中学があります。義務教育(公教育)から言うと、機会は平等に与えて頂きたいと考えますが、いかがでしょうか(単独が難しい場合は、複数中学での合同チームでもよいと思います)</p> <p>→各中学校におけるサッカー部を希望する生徒数等を勘案すると、現在すべての中学校においてサッカー部を開設することは難しい状況とのことです。合同チームにつきましては、各中学校の実情を踏まえて、教育委員会及びそれぞれの中学校において実施を検討することです。</p> <p>○二中サッカーが数年前廃部になった具体的理由</p> <p>→現在、稲城第二中学校のサッカー部は、「廃部」ではなく、「活動停止」という状況とのことです。活動停止にした具体的理由につきましては、令和6年度は、サッカー部の入部を希望する生徒が3人おりましたが、3人で活動することについて当該生徒達に確認したところ、入部を希望しなかったことから、活動停止にしたとのことです。</p> <p>○二中サッカー部が復活するための条件(希望者数、予算、顧問の担い手など?)</p> <p>→特に人数等の条件はございませんが、活動可能な一定数の入部希望者と指導者が確保できれば、再度、サッカー部の活動を開始することです。</p> <p>○近隣の6中などとの合同チームでもよいのではと思っています。その可能性はないのか、その実現に向け何が課題になるのか</p> <p>→稲城第二中学校と他の市立中学校との合同チームにつきましては、活動する中学校までの移動や時間の確保等の運営上の課題はございますが、双方の校長が合意の上で、実施が可能であるとのことです。</p> <p>○部活動を次年度創設するかは、年度のスケジュールの中でどういう手続きや検討を経て、いつごろ決まるのか</p> <p>→部活動開設に向けた手続きにつきましては、「稲城市部活動方針」の「学校は、今後数年間の自校の動向(在籍生徒数及び顧問教員配置の可能性等)を見越した上で、開設を総合的に判断する。特に、教員個人の希望のみによるのではなく、今後の組織運営の方向性を注視し慎重に開設する。」により、各中学校が、適切な時期に、学校運営協議会との協議や職員会議等において検討し、部活動開設について決定を行うこととなります。</p>	指導課

5. その他に関すること

No.	回答日	タイトル	内容	回答	回答課・係
1	20日	総合体育館へのアクセスについて	<p>総合体育館で行われる休日のスポーツイベント開催時には、駐車場が満車になることも多く、入庫待ちの車両が道路上に滞留し、尾根幹線まで渋滞するなどの影響がでています。周辺住民は迷惑しており、管理者として以下の対応をお願いします。</p> <p>①休日は警備員を必ず配置し、利用量を値上げする。 ②公共交通機関の利用を呼びかける。 ③駐車場を拡張する。</p>	<p>スポーツ大会等が重なって開催される際には、総合体育館西駐車場において、出庫車両の集中により、出庫などに時間を要していることは、市でも認識しております。多くの公園駐車場利用者が見込まれる場合は、既に市立公園指定管理者である「(公財)いなぎグリーンウェルネス財団」にて、駐車場入口及びゼブラコーヒー近くの稲城中央公園信号機付近に警備員を配置するとともに、カラーコーン等を路上脇に設置し、路上待機が出来ないような対策を講じているところでございます。また、必要に応じて警備員の配置だけでなく、市職員や主催団体による車両の誘導や整理を行っております。</p> <p>次に公共交通機関の利用の呼びかけにつきましては、市が主催するイベントでは参加者に対し、募集時の案内や参加者への個別の通知等の際に行っており、また、スポーツイベントの主催団体に対しては、開催規模に応じた駐車場利用台数の割り当てを行うとともに、割り当てを超える来場者には公共交通機関の利用を促すよう主催団体に説明しております。</p> <p>市では令和7年度に老朽化に伴う駐車場機器の更新とキャッシュレス決済の導入を行なうこととしており、合わせて駐車場内の空きスペースの活用や配置の見直しによって駐車台数を増やすことについても検討しております。</p> <p>今後も、適切な公園駐車場の管理に努めてまいりますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。</p>	緑と環境課緑と公園係・スポーツ推進課スポーツ推進係
2	26日	困難な女性を抱える女性への支援に関する法律の基本計画について	<p>令和6年4月施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本方針を東京都が作っているようです。基本計画を作ることは各自治体の努力義務とされています。稲城市は基本計画を作る予定はございますでしょうか。</p>	<p>令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」については、市町村は市町村基本計画の策定に努めること、とされています。</p> <p>現在、稲城市では、令和8年度から始まる稲城市男女共同参画計画(男女平等推進いなぎプラン)の第五次計画(以下「第五次計画」という。)の策定に向けて、有識者及び公募市民の委員からなる稲城市男女共同参画計画推進協議会で協議を重ねております。協議中の第五次計画においては、困難な状況にある方も安心して暮らすことができる環境づくりに言及するなど「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」を包含する内容で策定する予定となっております。</p>	市民協働課男女平等参画係